

## 議題提案書

- 【 】 協議事項  
【●】 報告事項

議題名：令和6年度決算検査報告において意見表示を受けた事項について

### 【提案課室】

氏名： 野村俊介

所属： 国際協力局政策課 首席事務官

### 【議題提案の背景】

令和7年11月5日に会計検査院による「令和6年度決算検査報告」が公表されたことを踏まえ、同報告におけるODA事業に対する意見表示の概要について、本協議会の機会を捉えてご報告する。

<ご参考> [令和6年度決算検査報告](#)（会計検査院 HP より）

### 【議題論点】（ODA政策協議会で報告したい点）

会計検査院による令和6年度決算検査報告において、意見表示を受けた事項の概要及び今後の対応等について、外務省からご説明する。

以上

(別紙)

## 令和6年度決算検査報告において意見を表示された事項（ODA個別案件）

2025年12月  
外務省国際協力局

### ◆有償資金協力：①オモン火力発電所及びメコンデルタ送変電網建設事業、②オモン火力発電所2号機建設事業（ベトナム）

【概要】発電所1・2号機は、完工後、想定以上の長期間にわたってガスの供給を受けることができず、価格が高騰していた重油のみを用いて発電することとなったため、長期間発電能力を最大限に発揮することができない状態となっていた。

【検査院から表示された意見】今後、JICAにおいて、有償資金協力等によって火力発電所建設事業を実施するに当たり、燃料の供給等について別の事業から影響を受け、かつ、当該燃料の具体的な調達時期等が不確実な場合、燃料が供給されないことなどにより本来の発電能力が十分に発揮できないまま長期間が経過することがないよう、当該別の事業の進捗に合わせた火力発電所建設事業を行うために、当該別の事業に係る実施時期の見込みなどの実現可能性について検証を十分に行い、事業の計画段階から関係機関等との調整を十分に行うこと。

### ◆草の根無償：地雷除去活動のための医療支援・応急処置訓練実施計画（アルメニア）

【概要】事業実施機関が実施する地雷除去活動は、アルメニア政府からの業務を受注することにより実施されるものとなっていた。しかし、地雷除去活動を実施するNGO等の監督機関で、事業実施機関と協力関係にあった政府系法人が、方針転換によりアルメニア政府から発注された地雷除去活動に関する業務を全て直接受注して実施することになり、事業実施機関との協力関係が解消されていた。そのため、事業実施機関は業務を受託できなくなり、その結果資金不足に陥り、当初想定されていた地雷除去活動が行われなかった。

【検査院から表示された意見】今後、外務省において、草の根無償を実施するに当たり、相手国政府等からの案件の受注等を前提とした活動のために救急車両等の機材を供与する場合、贈与契約前の申請時の審査において、事業実施機関が計画された活動を単独で持続的かつ確実に実施できる状況にあるか、また、そのための体制及び財源を有しているかなどの事業実施能力や維持管理体制等を十分に確認することについて、在外公館に周知徹底すること。

### ◆無償資金協力（食糧援助）等：見返り資金の使用状況等について（外務省実施事業／JICA実施事業）

【概要】見返り資金制度とは、無償資金協力のうち、二国間食糧援助<sup>(注1)</sup>及び経済社会開発計画並びに過去に実施されていた貧国農民支援<sup>(注2)</sup>（食糧増産支援）及びノン・

プロジェクト無償において利用可能な制度。被援助国政府からの要望に基づき、被援助国政府が贈与資金により調達した穀物、資機材等を国内市場で売却等した売上金を積み立て（見返り資金）、被援助国政府がその見返り資金を経済社会開発に資する事業に使用することで、贈与資金による開発効果に加え、見返り資金による開発効果という二重の効果を期待するもの。

(注1) 食糧援助のうち、平成20年10月から平成22年4月までの閣議決定に基づく事業は、JICAが実施していた。

(注2) 貧困農民支援のうち、平成20年10月から貧困農民支援が終了する平成27年3月までの間の閣議決定に基づく事業については、JICAが実施していた。

見返り資金が長期にわたり使用されず、更なる開発効果が速やかに発現していないものがある。

#### 【検査院から表示された意見】

##### ＜外務省＞

ア ガイドラインを改訂するなどして、在外公館が相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等を適時適切に確認して、長期にわたり使用されておらず、使用される予定がない見返り資金を把握した場合は、相手国政府に対して見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを行うよう、明確に定めて在外公館に周知徹底すること。

イ 外務本省において、在外公館が行う見返り資金の残高、使用状況等の確認の状況について、適時適切に把握する体制を整備するとともに、見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを在外公館に対して指示することとする。

##### ＜JICA＞

ア ガイドラインを改訂するなどして、在外事務所等が相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等を適時適切に確認して、長期にわたり使用されておらず、使用される予定がない見返り資金を把握した場合は、相手国政府に対して見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを行うよう、明確に定めて在外事務所等に周知徹底すること。

イ 貴機構本部において、在外事務所等が行う見返り資金の残高、使用状況等の確認の状況について適時適切に把握して、見返り資金の早期の使用に向けた働きかけを在外事務所等に対して指示することとする。

(了)